

大名家における後継者決定過程

——池田綱政の繼嗣をめぐつて——

大森映子

はじめに

十七世紀の後半以降、幕府はいわゆる末期養子による相続を正式に容認した⁽¹⁾。末期養子相続とは、大名当主の末期に臨んで、緊急に養子をたてるることを認め、家の存続を許可したものである。右の政策により無嗣を理由とした大名家の絶家・改易は大幅に減少した。その意味では、末期養子の禁制緩和は大名家の安定的な存続をもたらしたという点で、大きな画期であつたが、しかしこれによつて無嗣改易が皆無となつたわけではなかつた。その要因のひとつは、原則として養親年齢を十七歳以上とするという制約があつたことである。⁽²⁾つまり十七歳以下の若年当主の死亡により、養子出願が認められていまゝ、無嗣改易とされた事例は相変わらずみられたのである。⁽³⁾

もつともこのような改易事例の中には、名跡継承という形で家名の存続が許される場合もあり、必ずしも断絶に結果するばかりではなかつたが⁽⁴⁾、それでも減封・転封の対象となる可能性もありえた。従つて家の存続という観点からされ

ば、可能な限り幼年相続を回避したいとする意識が生ずるのは当然のことであつた。もちろん年齢的因素は、血統的正当性を凌駕するものではない。従つていかに存続の論理を優先するにしても、正当な後継者を排除することはできず、現実には幼少相続の事例は相当数にのぼる。しかし早世率が高率であつた当時においては、若年の当主をたてることは、同時に断絶の危機の可能性を抱え込むことでもあつた。

その意味では大名家の後継者決定の過程においては、血縁的正当性を第一義しながらも、安定的な家の存続のための模索がなされることも珍しくなかつた。本稿が対象とする備前岡山藩の池田綱政の場合、結果からすれば実子継政を跡継ぎとしており、一見した限りでは相続上何の問題もなかつたように見受けられる。しかし実際の繼嗣決定過程をみると、継政が嗣子として確定されたのは綱政の晩年であり、それまでに紆余曲折を経てはいるばかりでなく、他候補の可能性も否定できない事例であつた。ここでは、綱政の後継者決定の経緯を辿りつつ、跡継ぎについて具体的に論じた史料の紹介を軸に、そこに現れた相続意識について検討を試みることにしたい。

一 池田綱政の男子

岡山藩池田家は、備前一国及び備中の一部を領有する三十一万五千石の大名家であり⁽⁵⁾、綱政は初代光政の嫡子として、寛永十五年（一六三八）に生まれた。綱政は、歴代の当主の中でも子女が多いことでは際だつていた。『寛政重修諸家譜』では、綱政の子女として十四名（うち養女二名を含む）が記載されているが、これはある程度成長した子女のみである⁽⁶⁾。そもそも大名の庶子については、幕府への届出自体も義務づけられておらず、『寛政重修諸家譜』の記載も、すべての子女を網羅するものではなかつた。少なくとも岡山藩池田家の場合、早世した子女については『寛政重修諸家

譜』の記載から削除されており、これから実際の子女数を確認することはできない。

一方、池田家の記録である『池田家履歴略記』では、綱政の子女として五十名余りが列挙され、「世に伝て曹源公（綱政）の御子七十人おはせしと云」とされる⁽⁸⁾。さらに文政年間に編纂された「池田氏系譜」でも、養女二名を含めて五十名に及ぶ子女の記載がなされている。⁽⁹⁾ただし本史料の編者自身も、このうちの七、八名については来歴不詳であり、あるいは重複の可能性も否定できないと注記するところであった。従つてここでも正確な子女数の把握はできないが、不確実な子女を除外しても、綱政の実子がほぼ四十名ほどあつたことは間違いないからう。それにもかかわらず、実は天逝者も多く、後継者選びは簡単ではなかつた。以下、綱政の跡継ぎ候補をめぐる実情を追つてみよう。

池田綱政の正室は、陸奥二本松藩丹羽左京太夫重光の女千子であり、万治二年十二月に縁約し、翌年婚儀を執り行つた。⁽¹⁰⁾この正室千子との間に嫡女松子が誕生したの

「池田氏系譜」より作成

名	生母	生年	没年	備考
[土松]			万治1.7.25.夭逝(岡山)	
[山三郎]			万治3.7.25.夭逝(岡山)	
[政之助]			寛文3.2.28.夭逝(岡山)	
輝尹 [新八郎]	初	延宝2.7.26. (岡山)	延宝7.1.1.夭逝 (岡山)6歳	
恒行 [数馬]	吉見氏	延宝3.7.17. (岡山)	延宝6.12.27.夭逝(江戸)4歳	池田政元養子(延宝5年)
吉政 [岩千代]		延宝6.9.10. (岡山)	元禄8.9.29.逝去(江戸)18歳	嫡子早世
[百之助]			延宝7.12.12.夭逝	
[熊千代]		延宝 7 年 (江戸)	貞享3.3.17.夭逝(江戸)8歳	
軌隆 [主膳]	村田氏菊野	延宝8.8.5. (岡山)	享保5.3.4.卒去 (岡山)41歳	別系
[楨五郎]		天和元年 (岡山)	貞享3.3.3.夭逝 (岡山)6歳	
[戌千代]		天和 2 年 (岡山)	元禄2.8.2.夭逝 (岡山)8歳	家老土倉一長養子(天和2年)
[岡之助]	吉見氏	貞享 3 年 (岡山)	元禄5.7.22.夭逝(岡山)7歳	
[鉄之助]			元禄8.9.6.夭逝 (岡山)	没年異説あり
[正千代]			元禄10.11.8.夭逝(江戸) ?	
政順 [正千代]	水原氏高科	元禄9.8.19. (岡山)	宝永6.9.29.逝去(江戸)14歳	嫡子早世
[安千代]		元禄14.2.9. (岡山)	元禄14.10.晦夭逝(岡山)1歳	
継政 [茂重郎]	水原氏高科	元禄15.8.17. (岡山)	安永5.2.6.逝去 (岡山)75歳	
政純 [豊次郎]	水原氏高科	宝永3.6.10. (岡山)	明和3.5.24.卒去(岡山)61歳	家老池田由勝養子(宝永7年)
[新之助]			早世	
[助次郎]			早世	

空欄はいずれも不詳

は、寛文四年（一六六四）のことである。これより以前、綱政には四人の庶子（男子三名、女子一名）があつたが、いずれも早世している。その後正室千子との間には、妻子、振子という二人の女子に恵まれ、長女の松子ともども大名家に嫁がせている。しかし、結局千子との間に男子はなく、嫡男の誕生はみられなかつた。

掲載表は、「池田氏系譜」に基づき綱政の男子を抽出したものである。綱政は寛文十二年（一六七二）に三十五歳で家督を相続するが、それ以前に誕生した男子は、早世の三名（土松、山三郎、政之助）だけであつた。当主となつて以後のはじめての男子は、延宝二年（一六七四）生まれの輝尹であり、ついで翌三年には恒行、同六年には吉政と相次いで男子が誕生している。このうち一番目の恒行は、延宝五年に分家大名のひとつ播磨宍粟藩池田政周の末期養子となり、岡山本家を出ている⁽¹⁾。この時点ではまだ、男子は輝尹と恒行の二人だけであつたが、宍粟藩断絶の緊急事態を回避するため、とりあえず年長の輝尹を世継ぎとして残し、恒行を養子として出したものであろう。ただし恒行は翌六年に四歳で夭逝し、「幼年ニ依テ遺跡断絶」とあるように、結局宍粟藩はこの時点で断絶した⁽²⁾。

一方、池田本家においても、後継候補とみなされていた輝尹が、延宝七年に六歳で亡くなつた。ただしその数カ月前には吉政が誕生しており、以後は吉政が後継候補として位置づけられるようになつていて⁽³⁾いる。そして天和三年（一六八三）には、「御世つきに定らるへき旨江戸御執政迄御内談」とあるように、まもなく正式に幕府へ届け出られたものと推測される。この年に江戸へ出府した吉政は、それ以後嫡子として江戸で過ごすことになつた。吉政は、貞享二年（一六八五）に八歳で將軍綱吉への目見えを果たし、元禄五年（一六九二）には従四位下備前守に叙任され、また綱吉の一字を拝領して、この時から吉政を名乗るようになる。そして同八年には秋田藩の佐竹義處の女岩子との縁約に至るなど、着々と世継ぎとしての体裁を整えていった。しかしその頃から体調不良が伝えられるようになり、結局吉政は同年九月二十九日、江戸で死去した。十八歳であつた。

延宝六年の吉政誕生から元禄八年までの間に、綱政は七名の男子（百之助、熊千代、主膳、禎五郎、戌千代、岡之助、鉄之助）を儲けていたが、主膳（軌隆）一人を除くと、いずれも早世していた。吉政を失った時、綱政はすでに五十八歳を迎えており、すぐにも後継者を確定すべきであったが、当時唯一の実子であつた十六歳の軌隆を正式に嫡子とする手続きはとられなかつた。どうやら綱政は、軌隆を後継者とする意図はなかつたらしく、むしろ吉政の死の翌年に誕生した政順（正千代）に期待をかけることになつたのである。六年後の元禄十四年（一七〇一）、綱政は次のような覚書を老中秋元正喬に託している。¹⁴⁾

覚書

倅主膳義「当年廿二歳罷成候」、従幼少病者、以只今養生仕候仕合ニ付、次男正千代丸「当年六歳罷成候」未幼稚ニ御座候得共、生得無病二年来之格好ニ成長仕候間、私不慮之義御座候ハ、正千代丸ニ家督相続之段奉願候、以上

元禄十四年四月十八日

松平伊予守綱政（花押）

秋元但馬守様

〔 〕内は肩書き

これは、綱政が国元に帰国する段階で老中に提出したものである。いわゆる仮養子願（江戸を離れる大名が、不測の事態に備えて後継者を指名した書類を老中に預ける制度）に準じるものであり、まだ正式に嫡子が確定していない段階で、自らの心づもりを明らかにしたものであつた。政順が正式に世継ぎとして表明されたのは、それから三年後の宝永元年（一七〇四）のことであり、結局軌隆は「多病ニ依テ嫡子タル事ヲ得ス」として、後継候補からはずされたのである。政順は江戸に赴き、翌年二月、十歳で綱吉へお目見えする。そして宝永四年には安芸広島藩の浅野綱長の女種子との縁約に至つたが、政順もまた婚儀を待たずして宝永六年九月二十九日、十四歳で早世した。

七十二歳にして再び後継者に先立たれてしまつた綱政には、実の男子は三名しか残されていなかつた。一人は病弱を

伝えられる軌隆（三十歳）、それに政順の実弟にあたる八歳の茂重郎（継政）と四歳の豊次郎（政純）の兄弟である。そして翌年、綱政が後継者に撰んだのは、当時まだ元服前の継政であった。

二 繼嗣をめぐつて

池田継政は、元禄十五年（一七〇二）八月十七日、岡山で生まれた。母は水原氏の出で高科と称された綱政の侍妾であり、綱政との間に四人の子女を儲けている。^{〔16〕}一番はじめの子は元禄七年生まれの女増子であったが、彼女は六歳で夭逝した。ついで元禄九年に政順、同十五年に継政、宝永三年に政純と男子にめぐまれ、綱政晩年の三人の男子の生母となつた。彼女は、綱政存命中は岡山を離れたことはなかつたが、綱政の正室千子は元禄十三年に他界しており、晩年の綱政にとって最も近い立場の女性であつたことは、ほぼ間違いないだろう。さて政順の死去に伴う後継者問題が浮上した時、継政はすでに岡山藩の家老池田由勝の養子として、その遺跡三万石を継承していた。^{〔17〕}従つて継政を世子とするためには、家老との養子関係を解消し、本家へ呼び戻さねばならなかつた。宝永七年、綱政は継政を本家へ引き取ると同時に、「茂重郎（継政）様江被進置候御領知三万石、豊次郎（政純）殿江無相違被仰付」とあるように、これまで継政に賦与されていた家老の家を、代わつて弟政純に継承させたのである。

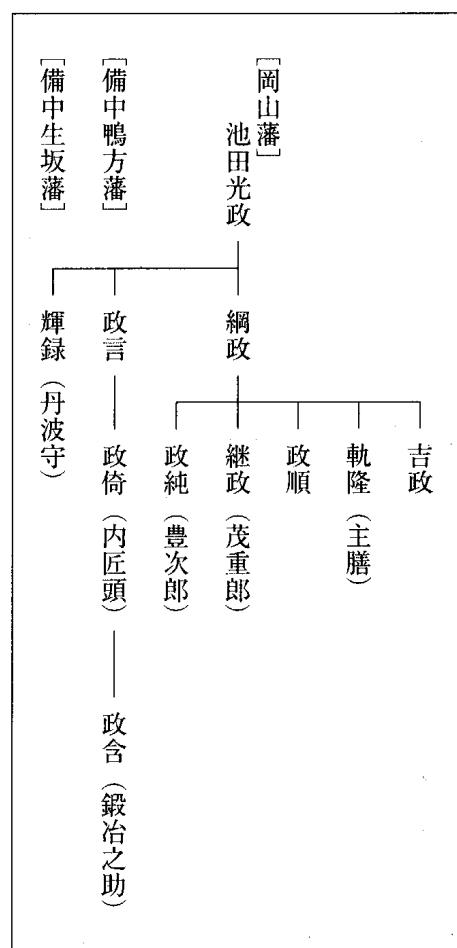
さて継政を世継ぎとすることについては、宝永七年七月三日段階で、「内匠頭（池田政倚）殿初年寄中江御意、茂重郎様御儀、江戸御参府ノ上御老中へ御相談被遊、江戸へ御呼越可被遊思召候」とあり、まず国元において分家の鴨方藩池田政倚及び家老らへ告げられた模様である。この年、綱政は参勤のため八月九日に岡山を出発し、二十六日に江戸に入つてゐるが、恐らくその後まもなく、幕府老中にその旨の打診があつたものと推測される。

この綱政嫡子の件については、若年の跡継ぎをたてることに不安を表明した一族もあった。本来、後継者や養子の決定、婚姻、離縁、隠居などにおいては、一族の了承が必要であり、一族の大名・旗本たちにも綱政の意向が伝えられている。分家旗本の一
人松平久馬助政森が岡山藩江戸留守居役稻川左内からこの知らせを受けたのは、この年の十月十一日の段階である。この時期は、幕府の「御老中方江被仰達、殊更秋元但馬守（正喬）殿二者委細ニ思召之訳御承知被成候」とあるように、すでに幕府老中と綱政の間で内談が交わされていた段階であった。⁽²¹⁾しかし政森はそれを承知の上で、「未御内々之御事御座候得者」つまり綱政を世継ぎとすることがまだ正式決定でないことを前提に、敢えて綱政継嗣に異を唱え、綱政の再考を促している。具体的には、後継者候補としての資格をもつ三名の実子茂重郎（綱政）、豊次郎（政純）、主膳（軌隆）及び綱政の甥に当たる分家大名鴨方池田家の内匠頭（政倚）、綱政の庶弟で同じく分家大名生坂池田家の丹波守（輝録）などを視野に入れつつ、後継者に関する妥当性について、政森なりの私見を披瀝したものである。岡山藩家老池田主殿にあてた覚書は五カ条にわたり、家老を通して綱政への披露を願つたものであるが、当時の継嗣問題をめぐる思惑を浮き彫りにしている好史料があるので、些か長文ながら全文を引用してみたい。⁽²²⁾

口上之覚

一、御跡継之御儀、主膳様御病身ニ被成御座候上者、茂十郎様ヲ御跡継ニ御願被遊候義、定候御儀と奉存候、益御健固ニ御成長と奉存候、乍然尊公様御老年之上、茂十郎様未御幼少之御儀被成御座候得者、千万氣遣成義ニ奉存、憚

【池田氏系図】



不顧申上候

一、主膳様兼々御病身ニ被成御座候旨及承候処、御息様方茂御誕生被成候得者、左様ニ御病身之様ニも不奉存候、万
一思召ニ御叶不被成義御座候とも、御年柄ニ而被成御座候得者、主膳様御跡繼ニ御願被遊候者、御筋目と申御慥成
義、御家御長久と乍憚奉存候、万々一御生付御重分ニ不被成御座候とも不苦義奉存候、殊更御靜謐之御時代ニ御座
候、其上歴之御家御代々之御家老共罷有候得者、御国許御仕置等ニ付、少も御氣遣成御儀無御座事ニ奉存候

一、主膳様御跡繼ニ御願之義、御心ニ不応候者、茂十郎様御成長之内池田内匠頭殿ヲ御後見ニ御願被成候歟、又者内
匠頭殿ヲ御養子ニ御願被成、信濃守殿御名跡二者鍛治之助殿御願被成候而、茂十郎様・豊次郎殿内匠頭殿御養子
ニ被成候ハ、御慥成御義ニ奉存候、茂十郎様・豊次郎殿御為ニも可然御儀と奉存候、御幼少ニ而茂御実子御座候上
者、御養子御願被成候義被成難義御座候者、茂十郎様・豊次郎殿幾々之御為ニ御座候間、先当分者御幼少之上御病
身ニ被成御座候と被仰上、御成長之上御名跡ニ御立被成候義、如何様ニも成候義ニ奉存候、其上一門中御家老共江
右之御所存被仰含候者、少も御相違無御座義ニ奉存候

一、公儀向之義、御願被成様ニ而如何様ニも可成御義と奉存候、畢竟茂十郎様・豊次郎殿御為ニ御座候得者、此節先
御慥ニ内匠頭殿ヲ御養子ニ御願被成候義、可然義奉存候、随分成申たけ御慥ニ被成候上ニ而万々一之義御座候節ハ、
是ヲ天命と奉存候

一、池田丹波守殿御座候得共、御老年ニ候得者、内匠頭殿可然と申上候
右之趣、愚意申上候段、憚ニ奉存候得共、御同姓ニ相列申私義ニ御座候得者、心底可残様茂無御座候、御家御大切
ニ奉存所存残候義本意不奉存申上候、御次而節可然御披露頼入存候、以上

十月十二日

松平久馬助政森（花押）

池田主殿殿 御披露

第一カ条で、政森はまず、病身の軌隆を退け、幼い綱政を後継候補に立てるという方針がすでに「定候御儀」であることを承知の上で、敢えて綱政の老齢と綱政の幼少にこだわり、懸念を表明する。

第二カ条では、基本的には軌隆を世継ぎとすることが最善であることを主張する。軌隆はこの時すでに三十一歳であり、病身とはいえすでに三人の子を儲けていた。²³政森が「御息様方御誕生被成候得者、左様ニ御病身之様ニも不奉存候」としているのは、その点を指摘したものである。そして軌隆を後継候補とすることは、綱政にとつて意に添わぬ選択であるにしても、「御年柄」「御筋目」など条件的には最良であり、「御家御長久」をはかる最善の手だてだと繰り返す。万一、軌隆に「生得不重分」の問題があつたとしても、当時は「御静謐之御時代」であり、また岡山藩譜代の家老たちが控えている中では、国元の政治向きにも不安要因はなく、杞憂すべき問題はないとする。この政森の微妙な表現からすると、どうやら軌隆が後継候補から外された理由は、単に病弱だけではなさそうである。だからこそ政森も、このような形で綱政の翻意を促したものと推測されよう。

第三カ条は、しかしそれでもなお軌隆を世継ぎとすることが「御心ニ不応」、つまり不本意であるならば、その時はせめて幼い綱政が成人するまでの間、分家の鴨方藩主池田政倚を後見人とするか、いつそのこと政倚を養子に迎えてはどうかという提言である。要は中継養子の可能性である。これは実子が幼い場合、一時的に近しい親族に家督を譲り、実子が成長した段階で家督を本系に戻すという方法であり、幼年相続を避けるための手段でもあつた。政森の提言は、老年の綱政の死去→幼い綱政の相続→十七歳未満での綱政の死去→養子願いの不受理→無嗣改易、という最悪の事態を想定してのことであろう。岡山藩のような国持大名の場合、名跡継承もないままに断絶させることはまずないであろう²⁴が、それでも減封・国替えという可能性まで否定することはできず、池田一族としては当然の懸念であつたといえよう。

また、仮に政倚に本家を相続させた場合、今度は鴨方藩の存続が問題となる。しかし幸いにも政倚には実子政含（鍛治之助）があり、彼に相続させれば分家の方も存続可能であろう。ともあれ政倚を養子とし、同時に継政・政純兄弟を政倚の養子とする手続きをとるならば、確實に家督は兄弟に戻されるはずであり、その方法が兄弟にとつても「御為」であるというのが政森の主張であった。ただ実子がいるにも関わらず、敢えて分家の当主を後継者とすることは、本来筋目違の相続願いである。しかし政森はその点についても、「当分者御幼少之上御病身」と申し立てれば済むことだという。第四力条でも、公儀向きは「如何様ニ也可成御義」であり、当面は家の安泰をまず第一義として政倚を養子とすることが、ひいては「茂十郎様・豊次郎殿御為」であることを強調したのであった。

第五力条は、岡山藩のもうひとつ分家大名生坂池田家の当主輝録についてである。本来輝録は綱政の庶弟であり、血統の上では甥にあたる鴨方藩主池田政倚よりも近い立場にあつた。しかし輝録はこの時すでに六十一歳であり、年齢的にみても當時四十一歳であつた政倚を養子とする方が遙かに理に叶うものであるという見解を示したのであった。

以上が政森の主張であつた。政森とすれば、次々に兄弟を失つてゐる幼い継政を跡継ぎとすることは、敢えて断絶の危険性を抱え込むことのように映つたのであろう。結果的にはこの進言は受け入れられず、綱政は自らの方針を堅持して、幼い継政を世継ぎとして正式に届け出た。ただし継政の誕生年については、「池田氏系譜」と『寛政重修諸家譜』との間では二年の差異があり、²⁶ 継政の年齢が公的には二歳年長に届出られたことがわかる。この実年齢と公的年齢、いわゆる官年との差異は、多少とも断絶の危機を回避しようと模索する池田家の切実な姿勢を物語るものであつたといえよう。

さて跡継ぎに決定した継政は、正徳二年（一七一二）に江戸に出府し、翌年二月十五日、十四歳（実は十二歳）で将軍家継にお目見えを済ませるが、若年の継政を世継ぎとした一族の不安はなお拭いきれるものではなかつた。ことに正

徳四年四月の綱政病気の報告は、帰国していた綱政をはじめ、岡山家中に大きな衝撃を与えることになった。江戸からの知らせは、「若殿様湿ニ御中り被成、御浮腫有之、御機嫌不宜」というものであり、幕府からも病気見舞いを受けたほどであった。当時の国元の史料をみると、直ちに見舞いの使者を江戸へ送り、各所の寺社へ病気回復の祈祷の使者を走らせ、江戸からの病状報告に一喜一憂するという混乱状況にあった。⁽²⁸⁾ 幸い綱政の病気は半月ほどで回復し、事なきを得るが、ちょうど吉政、政順というかつての二人の後継候補の死を連想させる年頃でもあり、池田家にとつては薄氷を踏むような思いであったものと想像される。

そしてこの年の十月二十九日、綱政は岡山にて七十七歳で他界し、十二月十八日、元服前の綱政は十五歳（実は十三歳）⁽²⁷⁾ で遺領継承を許された。結果的には綱政は、数多い兄弟の中ではもつとも長命であったが、⁽²⁹⁾ 継嗣として決定するまでの過程ではさまざまな経緯があつたのである。

むすびにかえて

以上、検討してきたように綱政の後継候補の決定は、度重なる早世という不可抗力によつて二転三転し、輝尹・吉政・政順をへて継政に至つたのである。のみならず最終段階では、綱政の老齢という問題も絡んで、中継養子の可能性もありえないことではなかつた。その意味では大名家にとって、末期養子の容認により相続条件が緩和されたとはいいうものの、なお安定的な家の維持は容易ではなかつた。ことに養子出願時における年齢制限の枷は大きく、それ故に中継養子による相続方法も、家の断絶回避の一手段とみなされ、相続のあり方を複雑化させる要因になつたといえよう。また、すでに別稿で指摘したことながら、公的年齢と実年齢の差異は、特に届出を義務づけられていない庶出の男子の場

合、しばしば確認されるところであり、いわば相続上の安全弁的な役割を果たしたといえよう。

と同時に、今後の課題として指摘しておきたいのは、十七世紀段階で創出された数多い分家大名の存在である。当時の相続事例や後継者の決定過程をみると、分家という形での血縁関係者の維持は重要であり、また実際に本家相続に寄与した分家も少くない。その限りでは、分家設立の意義が家の存続という観点から説明されるのも当然かも知れない。ただし分家大名が相続の上で特に重視されるのは、基本的に十八世紀前半までであった。少なくとも十八世紀後半になると、本家相続により分家大名家が解体されるという事例はほとんどみられなくなり、全く別の家から養子がむかえられる事例も出てくる。⁽³⁰⁾ 従つてこの時点での本家・分家関係については、単に家の存続という問題だけでは評価できないところであり、両者の関係の変化については、改めて検討すべき課題といえよう。

注

(1) 『徳川禁令考』前集第四 二二六二号（創文社）

(2) 幕府は末期養子の出願年齢を十七歳以上五十歳以下と規定していた。中田薰氏の指摘によれば、五十歳以上に対する制限は徐々に緩和される傾向にあつたが、十七歳以下については、逆に厳しいものとなる傾向にあつたとされる（『法政史論集』第一巻、岩波書店、一九二六年）。また宝永の武家諸法度では、末期養子の出願基準は、「十七歳以上」という形で成文化される（『御触書寛保集成』七号）。

(3) たとえば池田一族中の事例でも、播磨新宮藩一万石の池田邦照、播磨山崎藩三万石の池田恒行などは、いずれも幼少による無嗣絶家である。ただし前者については邦照の弟重教が名跡継承を許され、旗本として存続した（『恩栄録・廃絶録』近藤出版社）。

(4) 福田千鶴「近世前期大名相続の実態に関する基礎的研究」(『史料館研究紀要』二九、一九九八年)

(5) 岡山藩池田家の場合、十八世紀段階までは実子相続が可能であったが、七代目の斉政の時に養子を迎えて以来、

池田本家においては養子による相続が続くことになる。

(6) 『寛政重修諸家譜』 五巻 四九〇五〇頁

(7) 拙稿「岡山藩池田家における婚姻事例」(『湘南国際女子短期大学紀要』第五号、一九九八年)

(8) 『池田家履歴略記』 「録曹源公之諸子」六五九〇六六四頁 日本文教出版。ただしこの中には、天和三年閏五月二十八日死去の徳松(徳川綱吉の子)が、綱政の子として含まれているなど、明らかな誤認も見受けられる。

(9) 「池田氏系譜」本系 「C11-18」(岡山大学付属図書館池田家文庫。以下整理番号を付した史料は、いずれも同文庫所蔵史料である。)

(10) 当初の縁約相手は、下総関宿五万石の板倉重郷の女亀子であり、万治元年に縁約したが、同年に亀子が死去したため、改めて翌年丹羽光重の女千子と縁約した。

(11) · (12) 「池田氏系譜」 輝興流系第二六

(13) 『池田家履歴略記』 「備前守君誕生」四三〇頁

(14) 「松平伊予守覚書」 「C3-150」

(15) · (16) · (17) 「池田氏系譜」本系

(18) · (19) 「日並記抜書」 宝永七年七月三日条 「C10-897」

(20) 『日本家族史』一五五頁 梓出版(一九八九年)。このような「一族熟談」の原則は、たとえば末期養子の出願においても適用され、形式的にではあっても一族への了承を取り付けた形がとられている(拙稿「備中生坂藩の相

続問題」、『日本歴史』六〇二号、一九九八年。拙稿「備中鴨方藩の相続問題」、西村圭子編『日本近世国家の諸相』、東京堂出版、一九九九年)。

(21)・(22) 「松平久馬助様御口上書」 「C3-154」

(23) 「池田氏系譜」 軌隆流系第二九

(24) 前掲福田論文

(25) この時、政倚の子政含（鍛治之助）はまだ三歳の幼児に過ぎなかつた。結果的には政含は正徳四年に七歳で死去しており、もし政倚の本家相続、政含の鴨方藩相続が実現していただとすれば、四年後に鴨方藩の方が断絶の危機に晒されることになつた。

(26) 『寛政重修諸家譜』では、継政は元禄十三年生まれとなつてゐる。

(27) 「日並記抜書」 正徳四年四月十九日

(28) 「日並記抜書」 正徳四年四月十九日条から五月十九日条

(29) 「池田氏系譜」 本系

(30) 『徳川加除封録』(近藤出版社)

〔附記〕

史料の閲覧にあたつては、岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫、及び早稲田大学中央図書館マイクロ資料室所蔵マイクロフィルム版池田家文庫を利用させていただき、大変お世話になつた。あらためて謝意を表したい。